

# 知的財産による競争力強化専門調査会 プロジェクトチームの設置について（案）

2007年8月30日

## 1. 設置趣旨

科学技術基本計画で定めた「重点推進4分野」にかかる分野別の知的財産戦略について、より詳細かつ専門的な調査・検討を行うため、知的財産による競争力強化専門調査会（以下「専門調査会」という。）に、当該4分野それぞれについて調査・検討を行うためのプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

## 2. 調査・検討事項

科学技術基本計画で定めた「重点推進4分野」（下記(1)～(4)）における知的財産に係る課題及びその知的財産戦略の在り方について

- (1) ライフサイエンス分野
- (2) 情報通信分野
- (3) 環境分野
- (4) ナノテクノロジー・材料分野

## 3. 調査・検討体制

- (1) PTは専門調査会会長が指名する専門調査会の委員及び外部有識者により構成し、主査（PTの議事進行及び総括を行う者をいう。以下同じ。）は、専門調査会の委員のうちから、専門調査会会長が指名する。
- (2) 主査は、必要があると認める時は、参考人を招致することができる。
- (3) 主査はPTにおける調査・検討の結果を専門調査会に報告するものとする。
- (4) やむを得ない事情により主査が欠席する場合には、PTの構成員のうち、専門調査会会長の指名を受けた者が代理を務める。
- (5) 本PTにおける議論の内容については、公開することにより、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれもあるため、議事録及び資料は非公開とし、代わって議事要旨を公表することとする。